

# 公民館



水辺の楽校魚のつかみどり大会（龍江公民館）



高校生講座 カンボジア・スタディツアー（飯田市公民館）

## I 飯田市の合併と公民館の設置

飯田町は明治 22 年町制を布き、昭和 12 年 4 月 1 日に上飯田町と合併し、飯田市として新しく発足しました。以来、昭和 31 年 9 月 30 日には座光寺・松尾・竜丘・伊賀良・山本・三穂・下久堅の 7ヶ村と合併、昭和 36 年 3 月 31 日に川路村と合併、昭和 39 年 3 月 31 日に龍江・千代・上久堅の 3ヶ村と合併、59 年 12 月 1 日に鼎町と合併、平成 5 年 7 月 1 日に上郷町と合併、そして平成 17 年 10 月 1 日に上村・南信濃村と合併し、現在の 20 地区から形成される都市となりました。

公民館は、松尾地区において昭和 22 年に 4 月 1 日に初めて設置され、昭和 24 年までには各地区に設置されました。合併のつど旧町村単位に独立公民館（以下「地区公民館」）を残し、職員を配置しました。旧飯田地区（橋北・橋南・羽場・丸山・東野）は、昭和 43 年に 1 館制から 5 館に分離し、それぞれ地区公民館として位置づけられました。

飯田市の公民館は、飯田市公民館（以下「市公民館」と）と、20 の地区公民館が独立、並列方式により配置されています。また、多くの地区公民館のもとに集落単位を基本とする「分館」が組織されています。

公民館は、飯田市公民館条例（昭和 51 年）により設置及び管理に関し必要な事項を定めています。



## 2 公民館の活動

飯田市の公民館は、地域住民の学習、交流の場として、住民自らが自由闊達な学習活動やグループ活動を開催しています。

公民館が実施する学級・講座は、子供から青年、高齢者まで全ての世代を対象にしたものであり、学習内容も個人的な教養を高めるものから地域課題や生活課題を捉えた組織的な学習活動まで、幅広い学習を開催しています。実施にあたっては、公民館職員が中心となって開催するものや、運営委員会や実行委員会などを組織し市民参画のもと開催するものなど形態は様々ですが、学習や交流の機会を通じて主体的に地域づくりに関わる人材を育むことを目的としています。

また、飯田市の公民館の特徴として専門委員会を設置しています。専門委員会は公民館運営の母体であり、住民が事業の企画段階から主体的に関わることにより地域を知り、地域を担う人材育成の場と

して機能しています。専門委員会の活動は、住民自らがアイデアを出し合い、それぞれの地域の特色を活かした様々な事業を展開しています。

分館は、住民の生活に一番身近な公民館として、子どもから高齢者まで日常的な学習や交流の場になっています。分館では、なによりも住民同士のふれあいや交流を大切にし、分館独自の事業を主体的に展開しています。また、地区公民館と密接につながり、一体となって公民館の活動を支えています。

社会情勢に隨時対応し効果的な活動を展開するため、重点的に取り組む目標や事業計画を年度ごと「飯田市の公民館活動 基本方針・事業計画」として見直しを行っています。

### 3 飯田市の公民館事業

#### 【市公民館事業】

- ・全市民を対象とした事業
- ・新たな地域課題、生活課題に対応し、地区公民館に波及することをねらったモデル的な事業の実施  
やそのための指導者の育成
- ・地区公民館活動が円滑に展開されるためのネットワーク事業

#### 【地区公民館事業】

- ・住民要望に基づく学級講座
- ・専門委員会が企画する地区独自の事業
- ・コミュニティを醸成する各種の事業
- ・学習相談、学習情報の提供及び施設設備の提供

#### 【ブロック公民館事業（20 地区の公民館を4つに編成した公民館で行う事業）】

- ・地区公民館単独では実施困難な事業
- ・地区公民館事業の継続発展した事業
- ・ブロック内での情報交換、相互研鑽

## 4 令和7年度 飯田市の公民館活動 基本方針・事業計画

飯田市の公民館活動の基本方針は、公民館の活動を推進するうえで大切にすべき基本的な考え方や方向性を整理したものです。公民館運営の基本的な考え方(公民館運営の四原則\*1)のもと、全公民館が公民館活動を実施するうえでの公民館の担う役割・重点目標などを共有し、この方針に基づきながら事業等を計画、推進していくために策定するものです。

### 1 公民館の目的

飯田市では、少子化、高齢化、人口減少問題などが持続的な地域づくりにおける課題となっています。また社会環境の変化や価値観の多様化等により、地域や自治に対する住民の意識や関心は希薄傾向にあります。

これらの状況を踏まえ飯田市では、「いいだ未来デザイン2028」戦略計画の基本目標1において、「市民が将来にわたり地域に愛着や誇りを持てるまちづくり」を、また「第2次飯田市教育振興基本計画」の重点目標において「多様な学びや交流を通じて、共感の輪を広げ、輝きやうるおいのある地域をつくる人を育む」ことを大切な目標として掲げています。

飯田市の公民館は、地域住民とともに誇りと愛着を持って住み続けられる地域やそれを担う人づくりを目的に、地域に着目しその価値や魅力に触れる学習活動や、住民同士のつながりや共感を大切にした学習活動など、地域の特色をいかした住民主体の多様な学習や交流活動を推進します。

### 2 公民館の役割

ふるさとに誇りや愛着を持ちながら、幸せや心の豊かさを感じられる地域をつくりその担い手を育むため、地域の自然、歴史、文化など地域の価値や魅力に触れる学習活動や住民の願いや関心に応える学習など、住民の主体的、協働的、探究的な多様な学びを支援します。

また公民館は、社会教育法に基づく教育機関であり、地域の自治組織の構成団体でもあるという特性をいかし、住民自治の充実にとって必要な社会教育機関としての視点から、地域に着目した学習と交流を深め「みつける つながる 育てる 実現する場」(\*2)として機能し、暮らしの場の中で住民同士の良好な関係性を育み、自身の願いや関心事がみんなの実現したいこととなり、ハマコミるサイクルが展開される学習活動を推進します。(\*3)

\*ハマコミる=地域や活動にハマってコミットする・コミュニティが拡がる

### 3 令和7年度の重点目標・事業計画

日常生活の中に「みんなの楽しい！大事！！」を生み出そう

「楽しそう、面白そう」を入口に、住民が集い地域への願いや関心事を対話し、学びを通じて仲間と共有し、実現に向け取り組むことで、達成感や楽しさ、地域での役割を実感できるよう公民館活動を実施します。日常生活のなかに「みんなの楽しい」を生み出すことで、住民同士の良好な関係性を育み、暮らしを営む場（地域）をみんなで考えあい、未来へ紡いでいくよう支援します。

詳細・事業計画は別紙参照

## \* 1 【公民館運営の四原則】

1971（昭和46）年から1973（昭和48）年の2年間、飯田市教育委員会は文部省の委嘱を受けて、公民館運営基準の研究（管理運営の基準に関する事項および運営の指針に関する事項）をまとめました。2年間の研究の中で、次に掲げる「公民館運営の四原則」が確認され、以降飯田市の公民館運営の指針となりました。

### (1) 地域中心の原則

まちづくりを考えるときも、日常的に身近な地域から出発することが大切である。地域ごとに設置された公民館は常に地域を中心としてとらえた学びの場であるべきである。

### (2) 並立配置の原則

地域の規模や特徴は異なっても、公民館は20地区に対等に配置され、それぞれの活動が等しく尊重される。この原則は地域中心の原則を保障するものである。

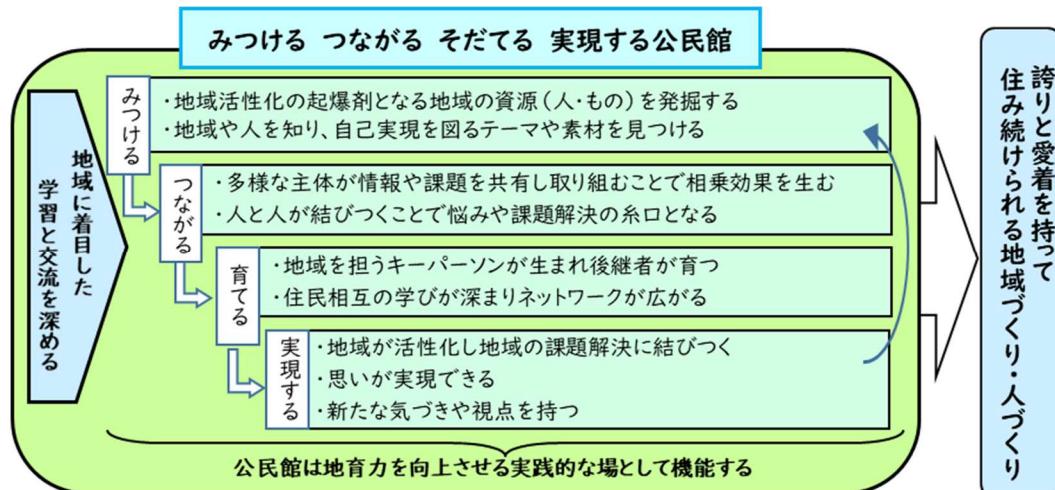
### (3) 住民参画の原則

公民館を設置し、そこに職員を配置することは行政の役割であるが、公民館の事業の企画運営は、地域住民によって組織された専門委員会や運営委員会、より身近な住民の単位である分館活動など、それぞれの事業が自発的な住民の意思に基づいて行われることが大切である。この様な組織や活動は、飯田市の公民館活動の原動力になっている。

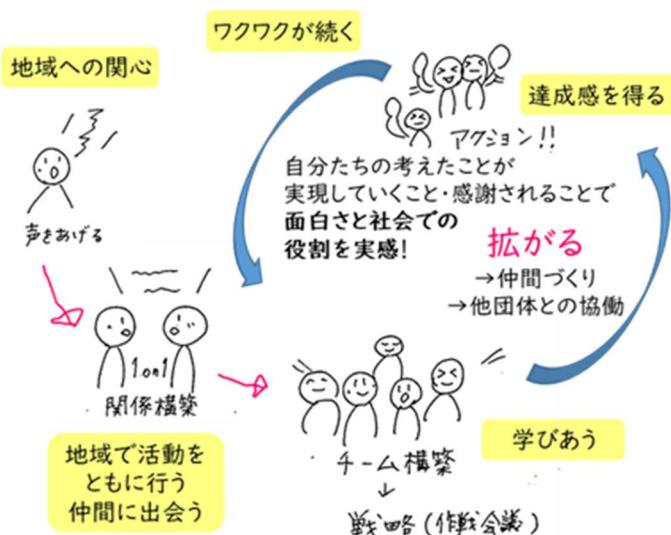
### (4) 機関自立の原則

教育行政が一般行政から一定の独立性、中立性を保っていることに鑑み、公民館が地域の社会教育機関として住民の主体的な学習活動を保証することは大切である。その意味で公民館が自立した体制をもっていることは重要である。

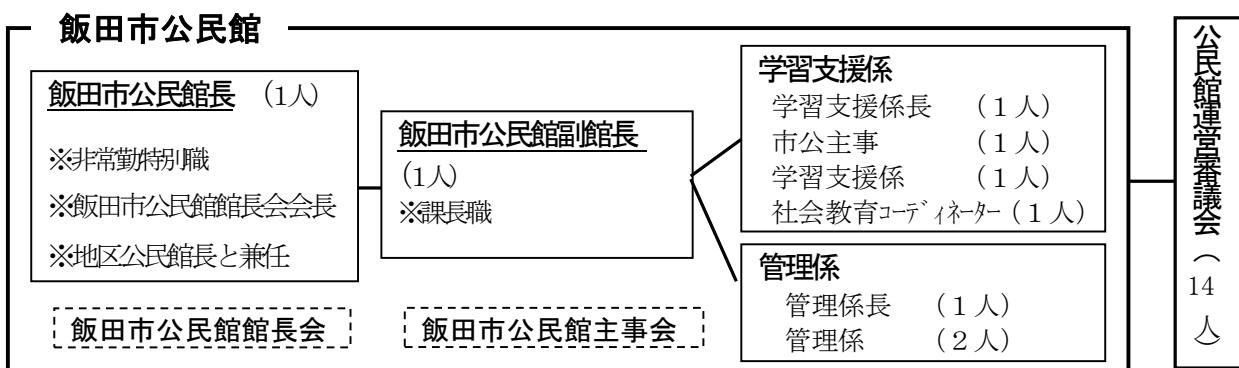
## \* 2 【公民館の役割】



## \* 3 【ハマコミるサイクル】ハマコミる=地域や活動にハマってコミットする・コミュニティが拡がる



## 5 飯田市公民館の運営組織図



### 地区公民館

(人口は令和7年4月末現在)

公民館名	ブロック体制	人口 (人)	職員体制(人)			
			公民館長※1	副館長補※2	公民館主事※3	管理係
橋北公民館	A ブロック	2,644	1	—	1	1
橋南公民館		2,404	1	—	1	1
羽場公民館		4,614	1	—	1	1
丸山公民館		3,085	1	—	1	1
東野公民館		2,632	1	—	1	1
座光寺公民館	B ブロック	4,025	1	1	1	—
山本公民館		4,287	1	1	1	—
伊賀良公民館		13,806	1	1	1	1
鼎公民館		12,876	1	1	1	2 ※4
上郷公民館		12,788	1	1	1	1
松尾公民館	C ブロック	12,666	1	1	1	1
下久堅公民館		2,487	1	1	1	—
竜丘公民館		6,459	1	1	1	1
上村公民館		311	1	1	1	—
南信濃公民館		1,021	1	1	1	1
上久堅公民館	D ブロック	1,092	1	1	1	—
千代公民館		1,376	1	1	1	—
龍江公民館		2,461	1	1	1	—
川路公民館		1,911	1	1	1	—
三穂公民館		1,273	1	1	1	—
計		94,218	20人	15人	20人	12人

### 専門委員会の設置

※委員は館長が委嘱。名称、委員数、役職及び任期は館長が定める。

～住民参加による主体的な企画・運営～ (20館共通)

※1 公民館長はまちづくり委員会等からの推薦、地域協議会への諮問を経て教育委員会が任命する。  
(非常勤特別職)

※2 副館長補佐は自治振興センター所長が任命され、センター業務と公民館業務の連係調整を図る役割を担っている。(旧市5地区は除く)

※3 公民館主事は常勤専任。自治振興センター職員の兼務辞令を受けている。

※4 うち1名は社会教育コーディネーター。

### 分館

現在、103の分館が、市民の手によって自主的に運営されている。

## 6 飯田市の分館

地区名	分館名	分館世帯数	地区名	分館名	分館世帯数	地区名	分館名	分館世帯数
橋 北	★江戸浜	113	千 代	法 山	75	鼎	★東 鼎	163
橋 南	な し			大 郡	48		★西 鼎	130
羽 場	な し			米 峰	25		★下茶屋	221
丸 山	な し			毛 呂 窪	63		★中 平	663
東野	吾妻町南	休館		八 ノ 倉	21		★上茶屋	156
	東新町1	77		下 村	84		★切 石	920
	錦 町	休館		第 一	214		★上 山	1,043
	高羽町東	267		第 二	240		★一 色	617
	宮 ノ 上	275		第 三	211		★名古熊	765
	諏 訪 町	58		第 四	127		★上 黒田	652
	鈴加東新	53		駄 科	1,038		★下黒田北	1,042
座 光 寺	な し			長 野 原	515		★下黒田南	799
松 尾	上 溝	366	竜 丘	★時 又	382	上郷	★下黒田東	706
	久 井	191		桐 林	590		★丹 保	425
	★水 城	368		上 川 路	136		★北 条	309
	★新 井	485		2	54		★飯沼南	342
	寺 所	241		3	57		★南 条	302
	★明	633		4	112		★別府上	348
	★清 水	337		5	46		★別府下	598
	城	570		6	115		上 町	58
	八 幡 町	375		7	117		中 郷	26
	代 田	721		8	190		程 野	50
	毛 賀	737	川 路	三穂	な し		下 栗	39
	常 盤 台	375		東 平	472	南信濃	和田橋北	133
下 久 墓	知 久 平	229		大 明 神	151		和田橋南	287
	★虎 岩	129		北 平	289		八重河内	37
	柿 野 沢	83		中 西 平	152		木 沢	68
	稻 葉	13		南 湯 川	164		南 和 田	53
	小 林	44		竹 佐	183	以下103分館（うち3館休館）		
	南 原	153		箱 川	77	※うち条例分館は27館 (★の印)		
	下 虎 岩	300		久 米	109	※令和6年度分館世帯数 (令和6年9月末時点)		
	1	101		二 ツ 山	休館			
上 久 墓	2	73	伊賀良	下 殿 岡	404			
	3	96		上 殿 岡	515			
	4	80		三 日 市 場	377			
	5	74		北 方	2,092			
	6	43		大 瀬 木	1,477			
	北 部	44		中 村	665			
千 代	野 池	87		三 尋 石	151			
	米 川	110		鼎	★下 山	841		

## 7 飯田市の公民館施設の現状

館名	当該公民館の			建設年月	構造	備考
	対象区域 内の人口	対象区域 の面積	建物の 専用面積			
飯田市			3,651.7m <sup>2</sup>	R04. 3	鉄筋2	丘の上結いスクエア 2階3階部分
橋北	2,644		581.0	S55. 3	鉄骨3	
橋南	2,404		911.6	R04. 3	鉄筋1	トップヒルズ本町 3階部分
羽場	4,614	95.89	937.2	S54. 3	鉄骨2	
丸山	3,085		896.0	S55. 3	鉄骨2	H26耐震改修
東野	2,632		644.9	S60. 3	鉄骨2	
座光寺	4,025	8.94	956.0	S61. 4	鉄骨2	
松尾	12,666	6.82	2,114.7	H 2. 3	鉄骨2	
下久堅	2,487	12.23	1,000.6	H26.12	鉄骨2	H26移転新築
上久堅	1,092	16.34	818.0	S56. 3	鉄骨2	H26耐震改修
千代	1,376	58.45	797.1	H26. 7	木造2	H26移転新築
龍江	2,461	12.17	948.0	S59. 3	鉄骨2	
竜丘	6,459	7.87	1,699.1	H13. 5	鉄骨2	
川路	1,911	6.28	837.0	S57. 3	鉄骨2	
三穂	1,273	12.26	739.0	S59. 1	鉄骨2	
山本	4,287	22.63	1,263.6	H06. 3	鉄骨2	
伊賀良	13,806	33.15	1,697.4	S63. 3	鉄骨2	
鼎	12,876	6.20	3,678.7	S55. 2	鉄筋4	
上郷	12,788	26.45	2,217.8	H31. 3	鉄骨2	H31改築
上村	311	126.51	582.95	H01. 12	鉄筋2鉄骨2	H29耐震改修
南信濃	1,021	206.90	1,548.4	H19. 11	鉄筋2	
合計	94,218	659.09	25,333.7			

※人口は、令和7年4月末現在。

地区別面積は、平成元年11月9日以前の国土地理院発表の面積による。

※建物の専用面積には、自治振興センター・保健室を含む。

※建設年月は、竣工年月